



佐賀県公報

平成19年
2月5日
(月曜日)
第 12862号

目 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- " "
- 道路の供用開始
- 佐賀中部広域連合の規約の変更届出の受理
- 取引店及び緊急支払店の指定の一部改正

公 告 示

- 佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託に係る一般競争入札

(情報・業務改革課) 三

- 林業用種苗生産事業者講習会の開催
- 開発行為に関する工事の完了

(林業課) 六

(まちづくり推進課) 六

(六五・会計課) 三

(六四・市町村課) 二

● 佐賀県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	道路の種類及び路線名	
		区間	道 路 の 变更の別
県道 佐賀脊振線	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒 木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 七九番一地先まで	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒 木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 七九番一地先まで	前 後
	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒 木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 七九番一地先まで	一〇・八 一〇・七 一〇・七 一〇・七	三六・四 三六・四 三三四・二 三三四・二
	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒 木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 七九番一地先まで	五・七 五・七 五・七 五・七	メートル メートル メートル メートル
	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒 木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 七九番一地先まで	三六七・〇 三六七・〇 三六七・〇 三六七・〇	延長 メートル メートル メートル メートル

● 佐賀県告示第五十九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
その区域を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間	変更前	幅員	延長
県道 伊賀屋停車場線	木四一七番五地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 ○○番一地先まで	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒	後	三六・四	メートル
	木四一二番二地先から 佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一 ○○番一地先まで	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒	前	一〇・七	三三四・二
			五・六	一六・四	メートル
				三六七・〇	延長

●佐賀県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間	変更前	幅員	延長
一般国道 二〇四号	○地先から 唐津市佐志浜町四三〇一番八番地先まで	唐津市佐志中通四〇六五番一二	後	一八・五	四八一・一
		○地先から 唐津市佐志浜町四三〇一番八番地先まで	前	一〇・二	八・三
			七・五	四八〇・四	メートル

●佐賀県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年二月五日から平成十九年三月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市佐志中通四〇六五番一二〇地先から 唐津市佐志浜町四三〇一番八番地先まで	平成一九・二・五

●佐賀県告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十二条の三第一項の規定により平成十九年一月二十六日付けで佐賀中部広域連合の規約の変更を許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川康

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県知事第十六号印

取引店及び緊急支払店の指定（平成十二年佐賀県告示第百六十回印）の一部を
改めて改正し、平成十九年二月十九日から施行する。

平成十九年二月五日

佐賀県知事 古川 康

「」の表の株式会社佐賀銀行多久支店の項中「産業技術学院」を「産業技術学院
嚴木高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行呼子支店の項中「唐津北
高等学校」を「名護屋城博物館 唐津北高等学校」に改め、同表の株式会社佐
賀銀行呼子支店鎮西町出張所の項及び株式会社佐賀銀行相知支店相屋出張所の
項を削り、同表の株式会社佐賀銀行三間坂支店の項中「三間坂支店」を「龍雄
支店」「間坂出張所」に改める。

○ 公 印

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月5日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 競争入札に付する事項
(1) 業務名 佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託

(2) 業務の特質等 入札説明書による。

(3) 業務従事場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁舎内ほか

(4) 業務期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 本件業務委託は、単一企業・法人又は共同企業体のうち佐賀県パーソナ

ルコンピュータ等運用・保守支援業務の調達に係る技術提案型一般競争入
札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により競争参加資格
の決定を受けた者による一般競争入札によるものとする。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任

ソ その他必要な事項

(2) 入札参加の資格を得ようとする者（以下「入札参加者」という。）は、
单一企業・法人にあっては次のアに掲げる資格要件のすべてを、共同企業
体にあっては次のイに掲げる資格要件のすべてを満たすこと。

ア 単独企業・法人の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該
当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立
てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされて
いる者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基

	<p>(イ) 入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。) でないこと。</p> <p>(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。) でないこと。</p> <p>(乙) 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定基準に基づく認証を取得していること。</p> <p>(丙) 共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(ル) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>イ 共同企業体の資格要件</p> <p>(ア) 共同企業体の構成員数は、3社（法人を含む。）以内であること。</p> <p>(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。</p> <p>(ウ) 全ての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。</p> <p>(エ) 構成員の全てがアの(ケ)から(エ)までの要件を満たすこと。</p> <p>(カ) 構成員は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(ル) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>3 入札手續等に関する事項</p> <p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課情報管理担当（新行政棟5階） 電話 0952-25-7390 E-mail jouhou-kanri@pref.saga.lg.jp</p>	<p>(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間</p> <p>ア 入札説明書</p> <p>平成19年2月5日(月)から2月14日(水)まで佐賀県ホームページに掲載する。（URL：http://www.pref.saga.lg.jp/）</p> <p>イ 附属書類</p> <p>電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成18年2月16日(金)午後5時15分までに3の(1)のメールアドレスに送信すること。</p> <p>附属書類は、送付依頼先に原則としてCD-ROMにより郵送する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者に求められる義務</p> <p>入札参加希望者は、2の(1)及び(2)を確認できる書類（以下「書類」という。）並びに佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務の調達に係る技術提案書（以下「提案書」という。）を、3の(1)の担当課に平成19年2月26日(月)午後5時15分までに提出しなければならない。</p> <p>また、入札参加希望者は、提出した書類及び提案書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>審査委員会で提出された書類及び提案書を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。</p> <p>イ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年3月9日(金)までに通知する。</p> <p>ウ 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成19年3月15日(木)午後5時15分までに3の(1)の担当課に書面で請求することができる。</p> <p>(4) 入札者の資格喪失</p> <p>入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなつたときは、資格を失うこと。</p>
--	--	--

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) この調達に係る予算について、佐賀県議会の議決がなされない場合は、この調達は、無効とする。

なお、この場合の損害は、入札者の負担とする。

(6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

Operation & Maintenance of Saga Prefectural computers

(2) Fulfilment Period :

From April 1, 2007 through March 31, 2010

(3) Bid Description Posting Date

Download from the Saga Prefecture Website at

<http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available February 5, 2007 to February

14, 2007)

(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders :

The tenders meeting will begin promptly at 10:30 am on March 20, 2007.

If sending the tenders by mail, they must be received by 5:15 pm on March 19, 2007.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 11:00 am on March 20, 2007.

(5) For More Information, Contact :

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1-1-59
Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570
Tel 0952-25-7390 Fax 0952-25-7299

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成19年2月5日

1 日時 平成19年3月7日(水)

午前10時から午後5時まで

佐賀県知事 古川康

2 場所 佐賀県佐賀市大和町大字池上3408
佐賀県林業試験場

3 講習手数料 14,000円

4 申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、佐賀県証紙をはり付けて、平成

19年2月23日までに佐賀県生産振興部林業課問合造林担当（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）へ郵送又は持参すること。

5 問い合わせ先 佐賀県生産振興部林業課伐造林担当（電話0952-25-7131）、

農林事務所林務課又は佐賀県山林種苗緑化協同組合（電話0952-24-3663）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年2月5日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

唐津市菜畠字下神田3583番から3585番まで、3585番2、3589番、3590番、
3591番1、3591番2、3592番、3593番1、3604番5、3609番5、3620番、
3621番7、3621番8、3622番1、3622番2、3624番から3628番まで、3630番、
3631番、3632番1、3632番2、3633番及び3634番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市菜畠3221番地138

グリーンアーツ株式会社

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年二月五日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷
曜 日